

会議名 平成23年度第2回ニセコ町障害者等地域自立支援協議会

開催日 平成24年2月2日(木)	会議時間	開会 PM 1:30 閉会 PM 3:00
会議場所 ニセコ町役場 議員控室	記録者 保健福祉課福祉係 谷井悦彦	
出席者 ニセコ町障害者等地域自立支援協議会委員 河合貴之、安藤敏浩、川口滋子、西陰敏夫、北澤剛、山本優美 事務局 保健福祉課長高瀬達矢、福祉係長桜井幸則、福祉係谷井悦彦		
欠席者 ニセコ町障害者等地域自立支援協議会委員 大道政彦、岡田弘、渡辺富雄、浦野朝吉、清水綾子、藤田明彦、横山俊幸		

会議日程

(1) ニセコ町第2次障がい者計画・第3期障がい福祉計画(素案)について

会議内容

会議の主な内容は次のとおり。

■ニセコ町第2次障がい者計画・第3期障がい福祉計画(素案)について

◇事務局より説明

- ・前回質疑があった障がい者や認知症、高齢者など分け隔てない施設について、町としても必要な施設と考えているので今後も検討していく。
- ・観光でニセコ町に来る聴覚障がい者等に対する手話通訳などの支援について、商工観光課に聞いてみたが、今のところそのような支援についての要望はない。だが今後については要望に応じコミュニケーション支援事業を活用していきたいと考えている。

■質疑等

委員 9ページに障がいのある子どもの状況があるがその内訳は。

→保育所・幼稚園・小学校に通っている子どもは児童デイサービス(言語の遅れ・多動など)に通っていて、中学校の子どもについては身体的なものとなっている。

委員 10ページにサービスの利用状況で綺羅乃湯の利用延べ人数が平成21年から平成22年にかけてかなり伸びているが何が要因となっているのか。

→利用者の料金負担が軽減されたことによるものと考えられる。

委員 成年後見人制度を活用したいが後見人になってくれる人がいなくどうしたらいいかわからない。

→後見人になる人が圧倒的に不足している状況である。

→行政では相談を受けること自体は出来るが、その後につなげる人(弁護士や司法書士など)がいないので困っている状況である。

→北後志1市5町村では小樽市の社会福祉協議会が主となり法人後見人制度を活用し連合で立ち上げた。これは全道的にみても数が少なく先駆的に行っている。ここでは市民後見人養成講座を開催し後見人を養成しているがニーズが多く、高齢者の

後見人も必要で間に合っていない状況である。山麓の自立支援協議会でも1度話が出たが、山麓でも後見人が必要となってきたので今後検討していかなければならない状況にある。

委員 町内の一部ホテルでは障がい者を雇用しているが、他の企業から行政に対して障がい者の雇用に関してアプローチはあるのか。

→そういったアプローチは今のところない状況である。

委員 39ページの相談支援の項目の中でサービス等利用計画の作成とあるが誰が作成するのか。

→相談支援専門員という資格を有している人が作成することになる。山麓では倶知安町にある相談支援センターが業務を担うことになる。

委員 27ページの障がい福祉サービスの体系の中で日中活動系サービス・居住系サービスとあるが現状ニセコ町の人たちは町外の施設を利用している。36ページの実績をみると約30人近くになる。町内に活動する施設があればそこで働く人など他の波及効果も見られると思う。また、手帳がないけど支援が必要な人や高校卒業後にそういった施設がないためニセコを離れなければならない人などにとっても今後町内に活動する場があればもっと暮らしやすくなるのではないか。

→とても重要な意見で今後町としてもそういった施設や場などに関して検討していきたいと思います。

委員 2ページに今後予定されている「障害者総合福祉法（仮称）」・「障害者差別禁止法（仮称）」の制定によって当該計画を見直しするとあるがまったく別なものになる可能性はあるのか。

→根拠となる関係法が改正され中身が違うものになれば別のものを作ることになる。

委員 45ページの計画の進行管理の項目で点検・評価の部分に「年1回」などの文言を入れてわかりやすくしたほうがいいのでは。

→文言の整理をして追記します。

事務局 本計画について、今後パブリックコメントを行い軽微な変更であれば協議会を開催せず完成とする旨を説明。委員から了解を得られ会議終了となる。